

合法証明木材等に関する国際シンポジウム2010
違法伐採問題に対処する日本の取組第二部報告

報告者のデータ

| | |
|-----|--|
| 氏名 | 永田進一 |
| 所属 | (社) 日本木造住宅産業協会 Wooden Home Builders Association of Japan |
| 肩書き | 資材流通部長 |
| 略歴 | 1976年 松下電工(株)(現 パナソニック電工(株))入社。住建営業部門に配属され、以来34年間、住宅会社及び工務店を担当する営業部門にて、名古屋や西東京の営業所長を経験し、北海道営業部長を経て、2010年4月に木住協出向となり、現在に至る。 |

報告概要

| |
|---|
| 題名：木造住宅業界における合法木材の普及に向けて |
| <p>(社) 日本木造住宅産業協会の資材流通部を担当しております永田です。</p> <p>まず、当協会は、「木造軸組住宅の普及と健全な発展に寄与するために、1986年に設立された公益法人」です。会長は、住友林業(株)の矢野 龍会長であり、会員は、木造住宅供給会社 357社、資材メーカー他 106社、計 463社の会員にて構成されております。合法木材への会員の取組みは、住友林業・積水ハウス・パナソニックグループと大手企業においては顕著にみられるが、ただ最近の傾向として、中堅住宅会社においても、自社HPに認証材と明確に記述されてはいなくても、数年前と比べ、「森林循環型社会」、「地球温暖化防止」、「CO2吸収源」等の記述が多く見られ、環境に対する認識の高さが感じられる。</p> <p>2年前の木住協会会員会社への認証木材採用率アンケート調査によると、採用率は わずか9%であった。この時点での課題として①知名度の低さ②必要性の問題③コスト面の不明確さが考えられる。しかしその後の2年間における、合法木材を取り巻く環境は大きく変化し、住宅戸建市場の風向きが変わってきたと言えるでしょう。その環境変化を、以下①～④にて検証してみます。</p> <p>① 長期優良住宅先導事業の普及 (国土交通省がH20年度より実施)</p> <ul style="list-style-type: none">採択の評価ポイントとして、H20年当初は、「木材など地域の建築資材の活用・・・」と木材環境に関するコメントは無かったが、H21年度には、「持続可能な森林から産出された材」を活用し、その利用は普及・波及効果が高い」とかH22年度では、「森林生産活動の活性化と森林の適正な整備を図り、循環型地域経済社会を構築」と表現が大きく変わってきており、認証材に対する考え方がより具体的・明確になってきている。H20年～H22年で5回の応募がなされ、木造部門では119社が採択されたが、応募した会社・グループを含めると千数百社の企業が関連しており、その普及・波及効果 |

は高い。

・ 木住協の取組み

平成 22 年度「木住協ながい木の家モデル」が採択されました。ポイントのひとつとして、構造躯体の過半に「**持続可能な森林（認証材）から産出された木材**」の使用を明記している。（51 社の中小会員との共同提案）

② 長期優良住宅建築等計画の認定状況（平成 21 年 6 月から運用）

- ・ H22 年 10 月までの認定数は、累計 115,909 戸（一戸建）となり、この 8 月以降は、平均 9,400 戸/月で、何と建築着工数（戸建）の約 35%が長期優良住宅となっている。

③ 平成 22 年度「木のいえ整備促進事業」（国土交通省）

- ・ 中小住宅生産者の「長期優良住宅」に対して、合法性のある地域財の活用により「20 万」の補助。

④ 公共建築物等の木材利用促進化

- ・ 公共建築物の木造化が、一般建築物の木造化への普及効果が見込まれる。

（例）「ミニストップが**環境配慮型店舗**」（11 月 19 日 日経新聞より）

来年 2 月に一号店を開き、年 20 店ペースで増やす。木材は、認証機関が認証した国産材使用。

このように、長期優良住宅を発端として、住宅会社においても今までのように環境問題を避けて通れなくなってきており、認知度も大きくアップしてきております。また、建築する木造住宅においても、持続可能な森林から産出された認証材に注目する必要性が出てきております。

冒頭で 取り上げた 3 つの課題のうち、残るはコスト面ですが、これに関しては、アップ分を環境税として考えたとしても、どれぐらいのコストアップで抑えられるかがポイントとなります。皆様の英知を結集していただき、このチャンスを自らの手で掴みとって下さい。

以上